

「戸坂ともいきためまっぷ」情報発信規約

（目的）

第1条 WEB アプリケーション「戸坂ともいきためまっぷ」の運用による情報発信を行うにあたり、戸坂学区まちづくり運営委員会（以下「委員会」という。）及び投稿用アカウントの取得者（以下「投稿者」という。）の留意すべき事項を明らかにし、適正に運用されることを目的とする。

（投稿できる情報）

第2条 「戸坂ともいきためまっぷ」に投稿できる項目は、次のとおりとする。

- （1）営利を目的としない情報
- （2）戸坂学区内を含むイベント、行事等に関する情報
- （3）戸坂学区内を含む社会資源に関する情報
- （4）防災に関する情報
- （5）その他会長が必要と認めた情報

2 委員会は、他の投稿者と投稿情報が重複している場合、また、投稿の内容が誤っていると判断される場合、投稿した情報の修正又は削除を投稿者へ通知し、その対応を依頼することができる。

（投稿の責任）

第3条 投稿内容の責任については、投稿者となる。

2 投稿内容により、他者の権利を侵害した場合の責任は投稿者となる。

（投稿用アカウントの取得）

第4条 「戸坂ともいきためまっぷ」に投稿しようとする団体は、委員会に投稿申請を行う。申請書類を委員会に提出し、投稿用アカウントを取得するものとする。

（投稿用アカウントの発行）

第5条 前条の申請書提出時には委員会はこれを審査し、投稿用アカウントの発行を決定する。

（投稿用アカウントの管理）

第6条 登録団体は、投稿用アカウントのログインメールアドレスとパスワードを適切に管理する。

2 投稿用のアカウントの乗っ取り、成りすましが発生した場合には委員会にすみやかに報告する。

（投稿用アカウントの削除）

第7条 委員会は、第 3 条の基準により削除された投稿をした投稿用アカウントに対し、制限や削除をすることができる。

（投稿の方法）

第8条 投稿用アカウントを取得した投稿者は「戸坂ともいきためまっぷ」に投稿することができる。

（個人情報の保護）

第9条 委員会へ登録申請時に取得した次の情報を、個人情報保護法の規定に基づき、適正に管理することとし、投稿者はこれに同意するものとする。

- (1) 申請者(団体代表者)の職・氏名(投稿者に連絡を取る際に利用)
- (2) 団体名(投稿者に連絡を取る際に利用)
- (3) 投稿責任者(投稿者に連絡を取る際に利用)
- (4) 登録メールアドレス(投稿者に連絡を取る際に利用)
- (5) パスワード(投稿者がパスワードを忘れた場合の情報提供に利用)
- (6) 運用体制(投稿体制の把握に利用)

2 委員会は、団体登録で取得した情報のうち、以下の情報をためま株式会社に提供するものとし、申請者はこれに同意するものとする。ためま株式会社は、委員会より提供された以下の情報を適正に管理する。

- (1) 登録団体名(ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用)
- (2) 登録メールアドレス(ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用)
- (3) パスワード(正当な投稿者かどうかを判断するために利用)

(メンテナンス作業に伴うサービス停止)

第10条 システム内に保管されている情報については、契約事業者においてデータのバックアップ作業を行う。

- 2 契約事業者は、システムのソフトウェア・機器の拡張・保守・保全を目的とし、毎月1回、計画メンテナンスを実施する。
- 3 契約事業者は、前項の計画メンテナンス以外の日程で、システムのソフトウェア・機器の拡張・保守・保全を目的とし、臨時のメンテナンスを行うことができるものとする。
- 4 前2項及び前項のメンテナンスについては、システムのすべて又はその一部のサービスを停止することができるものとする。

(サービス提供の終了)

第11条 委員会の都合により、「戸坂ともいきためまっぷ」の継続的な提供が困難と判断された場合、委員会はサービスの提供を終了することができる。

2 委員会は前項によりサービスの提供を終了する時には、事前に投稿者に通知するものとする。

(統計データとしての利用について)

第12条 委員会は投稿された情報について、統計データとして次のとおり利用の権限を有することとする。

- (1) 活動実施団体
- (2) 活動の実施日
- (3) 活動の実施場所
- (4) その他、投稿の際に提供された情報

(禁止事項及び投稿の削除)

第13条 登録団体は、サイトの利用に当たり、次に掲げる行為をおこなってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為

- (3) 他の登録団体または第三者の著作権を侵害する行為。
- (4) 他の登録団体または第三者を誹謗中傷する行為。
- (5) 選挙運動、政治活動、宗教活動、営利活動またはこれに類する行為。
- (6) サイトの運営を妨害する行為。
- (7) その他、運営者が不適当と認めた行為。

2 委員会は、投稿の内容が前項の禁止事項に該当する場合に該当する場合は投稿を削除することができる。

(規約の変更)

第14条 委員会は、必要と認めた場合、事前に通知することなく、本規約の規定に追加または変更を加えることができる。

附則

本規約は、令和7年7月1日より施行する。